

福岡県空家対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、福岡県空家対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、県、市町村及び関係団体が一体となり、空家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 空家等に関する課題及び情報の共有
- (2) 空家等の適正な管理及び活用の促進に関する仕組み及び方策の検討
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 協議会の会員は、別表第1に掲げる福岡県、市町村及び関係団体に構成する。また、必要に応じて、会員を加えることができる。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は福岡県建築都市部長、副会長は福岡県建築都市部次長及び北九州市都市戦略局都市再生推進部長をもって充てる。

(職務)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長を務める。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 事務局は福岡県建築都市部建築指導課に置く。

(会議)

第8条 協議会は毎年1回開催し、また、必要に応じて随時開催する。

- 2 協議会は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第9条 協議会を円滑に推進するために、空家の適切な管理及び有効活用のための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会長は福岡県建築都市部建築指導課長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し、会議の議長を務め、副部会長を指名する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- 5 部会員は、別途部会長が定め、必要に応じて部会員以外の者の出席を求めることができる。

(補則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月21日から施行する。

別表第1(第4条関係)

福岡県	
市町村	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
関係団体	(公社)福岡県宅地建物取引業協会
	(公社)全日本不動産協会福岡県本部
	福岡中小建設業協同組合
	(一社)日本住宅リフォーム産業協会九州支部
	(公社)福岡県建築士会
	福岡県司法書士会
	(一財)福岡県建築住宅センター
	福岡県土地家屋調査士会
	福岡県行政書士会
	(公社)福岡県不動産鑑定士協会